

京都市告示第729号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和 5年 3月27日

京都市長 門川 大作

道路の種類 市 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

| 路線名 | 区 間 | 旧 新 別 | 延 長 | 敷地の幅員 |
|--------------|--|-------------|----------------|----------------------|
| 桃山緯122号 線 | 伏見区桃山町立売21番地の7地先から 同区桃山町鍋島7番地の3地先まで | 旧 | メートル 116.90 | メートル 5.76 ~ 39.00 |
| | | 新 | 116.90 | 5.76 ~ 40.42 |

(建設局土木管理部道路明示課)